

営繕工事記録写真撮影要領の改定について【概要版】

- 営繕工事記録写真撮影要領が令和4年4月1日から変わり、
工事記録写真帳が、原則、**電子媒体での提出**となります。

改正前（令和4年3月31日以前）

1 提出するもの

●工事記録写真帳

アルバムの写真が

- ・デジタルデータの場合：A4判カラープリント
- ・フィルムの場合：四切版又はA4版アルバムに写真を貼り付け

いずれかで1部提出

●工事記録写真の原本（デジタルデータ又はフィルムネガ等） 1部

改正後（令和4年4月1日以降）

1 提出するもの

●工事記録写真帳

原則、電子媒体で提出：

アルバムを工事写真管理ソフト等^{*1}で作成し、そのデータをCD-R等に保存 1部

●工事記録写真の原本（デジタルデータ） 1部

【工事記録写真帳を電子媒体で提出する場合の完成検査対応】

- ・完成検査を行うためのパソコン等機器環境の準備は、受注者にて行って下さい。
それに伴う費用については、受注者負担となります。

※完成検査用機器構成（参考）

受注者用モニターと別に検査員用モニターとして、縦A4判をほぼ1画面で表示でき、文字を識別できる17インチ以上、解像度1280×1024（19インチ以上が望ましい）のモニターを準備。

※1 工事写真管理ソフト等の仕様については、目次機能や専用ソフトをインストールすること無く閲覧できること等の条件があります。